

# 2022年12月期全塾協議会定例会議事録

2023年5月31日

全塾協議会

全塾協議会規約 第22条第1項に基づき、2022年12月17日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。

## 議事概要記録

名称	2022年12月期全塾協議会定例会
場所	対面(三田キャンパス 353-A)・オンライン(Zoom)併用
日時	2022年12月17日 14:00~18:00

### 出席者

	塾生代表	山田健太
文化団体連盟	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	松尾和真
体育会本部	体育会本部 主幹	菊池龍志
全国慶應学生会連盟	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長	東條克哉
全塾ゼミナール委員会	全塾ゼミナール委員会 委員長	三河創太
四谷自治会	四谷自治会 会長	藤村悠哉
芝学友会	芝学友会 会長	横山さくら
福利厚生機関	福利厚生機関本部 代表	村井祐樹
	全塾協議会事務局 事務局長	後藤美汐
	全塾協議会事務局より他3名	
以下議案提出者	三田祭実行委員会 財務局長	佐藤のぞみ
	卒業アルバム委員会 財務局長	岩切晴菜
	オリエンテーション実行委員会 旧ステージ企画局長	岡崎里桜
	オリエンテーション実行委員会 新ステージ企画局長	川元ももか
	福利厚生機関本部 旧代表	松尾和真
	経済学部ゼミナール委員会 財務	山岡詩莉
	共済部 次期財務	和田文
	應援指導部 会計	中島由茉
	應援指導部 吹奏楽団会計	宮宇地優花
	優勝準備委員会 庶務	堤悠真
	文学部人間科学専攻ゼミナール委員会 委員長	松崎香子
	文学部社会学ゼミナール委員会 委員長	寺原クレオ
		美陽
	法学部法律学科ゼミナール委員会 委員長	長谷川万裕

次第

項目	担当・議案提出者
1. 開会宣言	事務局長 後藤美汐
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	
4. 配布資料の確認	
5. 議長の指名	
6. 議事録作成報告	
7. 議事	
(1) 塾生代表からの報告 [20220129-01-JSD]	塾生代表 山田健太
(2) 事務局からの報告 [20220129-02-JMK]	
i. 総務政策部報告	事務局長 後藤美汐
ii. 議事部報告	議事部 佐々木菜緒
iii. 財務部報告	財務部 原惇人
iv. 広報部報告	広報部 佐藤優汐
v. 局長報告	事務局長 後藤美汐
(3) 三田祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請 [20221217-03-MTI]	三田祭実行委員会 財務局長 佐藤のぞみ
(4) 卒業アルバム委員会の独自財源特別支出承認申請 [20221217-04-SAI]	卒業アルバム委員会 財務局長 岩切晴菜
(5) オリエンテーション実行委員会の交代報告 [20221217-05-OR]	オリエンテーション実行委員会 新ステージ企画局長 川元ももか
(6) 福利厚生機関本部の交代報告 [20221217-06-FKH]	福利厚生機関本部 新代表 村井祐樹
(7) 経済学部ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請 [20221217-07-KZZ]	経済学部ゼミナール委員会 財務 山岡詩莉
(8) 共済部の独自財源特別支出承認申請 [20221217-08-KSB]	共済部 次期財務 和田文
(9) 應援指導部の独自財源特別支出承認申請 [20221217-09-OES]	應援指導部 会計 中島由茉 吹奏楽団会計 宮宇地優花
(10) 應援指導部の交付金特別支出承認申請 [20221217-10-OES]	應援指導部 会計 中島由茉

項目	担当・議案提出者
(11) 優勝準備委員会の活動報告 [20221217-11-YJI]	優勝準備委員会 庶務 堤悠真
(12) 文学部人間科学専攻ゼミナール委員会の団体規約についての報告 [20221217-12-BNZ]	文学部人間科学専攻ゼミナール委員会 委員長 松崎香子
(13) 文学部社会学ゼミナール委員会の団体規約についての報告 [20221217-13-BSZ]	文学部社会学ゼミナール委員会 委員長 寺原クレオ美陽
(14) 法学部法律学科ゼミナール委員会の団体規約についての報告 [20221217-14-HHZ]	法学部法律学科ゼミナール委員会 委員長 長谷川万裕
(15) 法学部政治学科ゼミナール委員会の団体規約についての報告 [20221217-15-HSZ]	法学部政治学科ゼミナール委員会 委員長 李寛裕
(16) 商学部ゼミナール委員会の団体規約についての報告 [20221217-16-SGZ]	商学部ゼミナール委員会 委員長 高木聡一
(17) 文化団体連盟本部の活動報告 [20221217-17-BRH]	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長 松尾和真
(18) 議員の 2023 年度塾生代表選挙に関する議案 [20221217-18-OTR]	議員 松尾和真
(19) 塾生代表の 2023 年度塾生代表選挙に関する議案 [20221217-19-JSD]	塾生代表 山田健太
(20) 塾生代表の全塾協議会における書面での押印等に関する議案 [20221217-20-JSD]	塾生代表 山田健太
(21) 塾生代表の全塾協議会規約及び規則の変更に伴う議案 [20221217-21-JSD]	塾生代表 山田健太
(22) 塾生代表の全塾協議会登記規則の改廃に関する議案 [20221217-22-JSD]	塾生代表 山田健太
(23) 塾生代表の全塾協議会の連絡先等に関するご報告 [20221217-23-JSD]	塾生代表 山田健太
(24) 塾生代表の全塾協議会の基本政策に関する議案 [20221217-24-JSD]	塾生代表 山田健太
8. 連絡事項	塾生代表 山田健太
9. 閉会宣言	事務局長 後藤美汐

## 議決事項

議案識別子	提出者	議案名	可否
20221217-01-JSD	塾生代表	業務報告	採決なし
20221217-02-JMK	全塾協議会事務局	業務報告	採決なし
20221217-03-MTI	三田祭実行委員会	独自財源特別支出承認申請	可決
20221217-04-SAI	卒業アルバム委員会	独自財源特別支出承認申請	可決
20221217-05-ORJ	オリエンテーション委員会	交代報告	採決なし
20221217-06-FKH	福利厚生機関本部	交代報告	採決なし
20221217-07-KZZ	経済学部ゼミナール委員会	独自財源特別支出承認申請	可決
20221217-08-KSB	共済部	独自財源特別支出承認申請	取り下げ
20221217-09-OES	應援指導部	独自財源特別支出承認申請	可決
20221217-10-OES	應援指導部	交付金特別支出承認申請	可決
20221217-11-YJI	優勝準備委員会	活動報告	採決なし
20221217-12-BNZ	文学部人間科学専攻ゼミナール委員会	団体規約についての報告	採決なし
20221217-13-BSZ	文学部社会学ゼミナール委員会	団体規約についての報告	採決なし
20221217-14-HHZ	法学部法律学科ゼミナール委員会	団体規約についての報告	採決なし
20221217-15-HSZ	法学部政治学科ゼミナール委員会	団体規約についての報告	採決なし
20221217-16-SGZ	商学部ゼミナール委員会	団体規約についての報告	採決なし
20221217-17-BRH	文化団体連盟本部	活動報告	可決
20221217-18-OTR	議長	2023 年度塾生代表選挙に関する議案	可決
20221217-19-JSD	塾生代表	2023 年度塾生代表選挙に関する議案	可決
20221217-20-JSD	塾生代表	全塾協議会における書面での押印等に関する議案	取り下げ
20221217-21-JSD	塾生代表	全塾協議会規約及び規則の変更に伴う議案	取り下げ
20221217-22-JSD	塾生代表	全塾協議会登記規則の改廃に関する議案	可決
20221217-23-JSD	塾生代表	全塾協議会の連絡先等に関するご報告	採決なし
20221217-24-JSD	塾生代表	全塾協議会の基本政策に関する議案	採決なし

2023 年 5 月 31 日 議事録作成

全塾協議会事務局 事務局  
長

後藤美汐

(署名)

全塾協議会規約第 22 条に基づき、事務局長の署名は省略する。

この議事録が正確であることを証する。

塾生代表

山田健太

(署名)

山田 健太

全塾協議会 議長

松尾和真

(署名) 松尾和真

2023年7月8日付で議事録が真正なものであると確認した。

## 議事詳細記録

### 1. 開会宣言

事務局長 後藤美汐が開会を宣言した。

### 2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

### 3. 定足数確認

議事部 佐々木菜緒による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

### 4. 配布資料の確認

議事部 佐々木菜緒が、既に配布された資料の確認を行った。

### 5. 議長の指名

議事部 佐々木菜緒は、全塾協議会規約 第16条に基づき議長の選任方法を諮ったところ、満場一致で文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 松尾和真が議長に選任された。

### 6. 議事録作成報告

議事部 佐々木菜緒が議事録作成状況について、2022年7月分まで作成をし、現在議事部長による確認を行っており、事務局内での確認が終わり次第、塾生代表や議長にご確認を依頼する流れとなっていると報告した。8月期以降の議事録は鋭意作成中、2022年12月期臨時会の作成については作成を終了し、現在確認を行っているとした。今年中に作成済みの議事録は公開する予定であると報告した。

### 7. 議事

#### (1) 塾生代表からの業務報告

塾生及び慶應義塾公認団体との面談を13件行った。緊急執行の承認を1件行った。所属団体との面談を5件行った。慶應義塾大学との面談を20件行った。各種定例会議等へ出席した。2021年度全塾協議会予算執行に関する業務を行った。所属団体の監督を行った。その他諸業務を行った。

#### (2) 事務局からの業務報告

#### i. 総務政策部報告

性暴力ワークショップ・規約規則・取材の対応を行った。事務局の資料整備を行った。全協ワークスペースを設定した。ワクチンサイト及び感染症対策サイトをクローズした。

#### ii. 議事部報告

定例会の準備及び運営を行った。名簿の反映を行った。メール対応を行った。決議書及び議事録を作成した。

#### iii. 財務部報告

特別支出許可番号を発行した。交付金交付に関連した作業を行った。交付金スライドを作成した。財務管理の手引きの改定作業を行った。各種対応を行った。今月中に12月期財務講習会をオンラインで実施する。

#### iv. 広報部報告

HPを更新した。HP移行の準備を行った。あいさつ運動の準備を行った。

#### v. 事務局長報告

所属団体及び大学との面談に出席した。所属団体の監査を行った。各種書類のチェックをしている。次期人事作成のため、事務局内で1on1を実施している。来年の1月の議会にて新たな人事表を提出する予定になっている。

### (3) 三田祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請

三田祭実行委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥27,971	事後	ダンボール代	三田祭涉外企画「福引」にて商品を購入者に送るため。	2022年10月末～11月中旬

三田祭実行委員会財務局長 佐藤のぞみは、事後申請となった理由について、もともと昨年度購入した段ボールを繰り越して使用する予定だったが、当日の福引の売り上げが想像以上に良かったために不足してしまったためだと述べられた。また佐藤は、議案資料について、2021年度申請はあったと訂正した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

### (4) 卒業アルバム委員会の独自財源特別支出承認申請

卒業アルバム委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥3,316	事前	電車代	アイスホッケー早慶戦撮影のため	2023年1月前半
2	¥1,200	事前	昼食代	アイスホッケー早慶戦撮影のため	2023年1月前半

卒業アルバム委員会財務局長 岩切晴菜は、委員2について、辻堂駅～平塚駅間の定期券を所有しているため通常よりも安価になっていると説明した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(5) オリエンテーション実行委員会の交代報告

オリエンテーション実行委員会より交代報告が上程され、新ステージ企画局長に川元ももかが就任した。

(6) 福利厚生機関本部の交代報告

福利厚生機関本部より交代報告が上程され、新代表に村井祐樹、新財務に畑山美咲が就任した。

(7) 経済学部ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請

経済学部ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥45,000	事前	採点報酬代	三田祭論文コンクールの助教授にお支払いする採点報酬(図書カード 5,000 円分×9 名)	2023 年 1 月
2	¥180,000	事前	景品代	三田祭論文コンクールの景品代として (備考:金賞 50,000 円、銀賞 30,000 円、銅賞 10,000 円分の図書カード、各 2 組)	2023 年 1 月

経済学部ゼミナール委員会財務 山岡詩莉は、支出金額の変更理由について、助教授の人数が 1 名増えたためだと説明した。また支出時期の変更理由について、実際に支出を行うのを 1 月に変更するためだと説明した。

塾生代表 山田健太より、支出時期の変更はいつ頃決まったことなのかと質問があがった。それに対して山岡は、11 月末に決まったと回答した。そこで山岡は、もともとコンクールはいつやる予定だったのかと質問すると、山岡はコンクール自体は 11 月に実施する予定だったのでその期間に支出が行われると考えていたが、結果が出るのが 1 月になるので景品のための支出は 1 月になるということだと回答した。そこで山岡は、もともと 11 月に結果が出るというわけではなく、どこかのタイミングで 1 月に結果が出ることに変更になったということかと質問した。それに対して山岡は、景品を渡す時期を我々がコンクール開催の 11 月ではなく結果が発表される 1 月に変更した形であると回答した。そこで山岡は、認識が誤っていてもともと 1 月に渡す予定だったということかと質問した。それに対して山岡は、そのとおりであると回答した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。その際山岡は、来年以降は同じようなことがないようにしてほしいと呼びかけた。

(8) 共済部の独自財源特別支出承認申請

共済部より独自財源特別支出承認申請が上程されたが、塾生代表 山田健太は本議案を取り下げた。

(9) 應援指導部の独自財源特別支出承認申請

應援指導部より独自財源特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥191,775	事前	器材車運転手当	2022 年度器材運搬車の運転にあたった部員への手当として	2022 年 12 月後半

2	¥18,000	事前	渉外活動参加手当	2022 年度渉外活動参加手当として	2022 年 12 月後半
---	---------	----	----------	--------------------	---------------

應援指導部会計 中島由菜は、人件費の機材者運転手当の申請金額が昨年よりも多くなっている理由について、コロナ禍の影響が薄くなってきたことで活動機会が増え、レンタカー使用量が増えているためだと説明した。

塾生代表 山田健太より、機材者運転手当が 1km 当たり 30 円になっているのはなぜかと質問があがった。それに対して中島は、算出根拠は不明だが走行距離が非常に長くなっているのでは何かしら還元すべきであり、さらにこのくらいの金額であれば会計的にも合理的なのではないかと考えていると回答した。そこで山田は、異なる算出根拠があったら明示するよう求めた。

應援指導部吹奏楽団より独自財源特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥71,280	事後	トラック代	練習にて使用する楽器運搬のためのトラック代として	2022/11
2	¥46,450	事後	レンタカー代	練習にて使用する楽器運搬のためのレンタカー代として	2022/11
3	¥50,000	事後	作曲代	ドリルにて使用する譜面の作曲代として	2022/11

應援指導部吹奏楽団会計 宮宇地優花は、昨年度と同様の支出はあるものの支出先や一部内容が異なっているため、昨年度とは別の申請という認識であると説明した。また、トラック代は本年度は規模が大きくなり増額していると説明した。

山田は、前年度に該当しないということであればその旨を議案資料に記載するよう求めた。また人件費について昨年度と何が異なっているのかと質問した。それに対して宮宇地は、昨年度は曲を組み合わせただけで本年度は一から曲を作っていたと回答した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

#### (10) 應援指導部の交付金特別支出承認申請

應援指導部より交付金特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥1,890	事後	駐車場代	全早慶野球戦茨城大会にて使用するレンタカーの駐車場代として	2022 年 11 月後半
2	¥32,120	事後	レンタカー代	全早慶野球戦茨城大会にて使用するレンタカー代	2022 年 11 月後半

應援指導部会計 中島由菜は、事後申請になってしまった理由は、活動において機材者が使えるかどうかの確認が遅くなってしまったためだと説明した。

事務局長 後藤美汐より、支出時期はいつかと質問があがった。それに対して中島は、11 月 27 日または 11 月 28 日のいずれかであったはずだと回答した。そこで後藤は、事後申請の場合は支出の日時を議案資料に明記するよう指摘した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。その後中島は、先月以前に日本酒の支出に関する質問を全塾協議会からいただいたので、それに回答したいと述べられた。武道において日本酒を贈呈するという慣習があるのかという質問に対して、中島は歴史的な観点からそ



のような慣習があり、少なくとも本大学のみが行っている儀式ではないと回答した。それに対して山田は、日本酒贈呈の慣習が本大学にのみあるものではないことがわかったのでよかったと述べられた。さらに山田は、今後日本酒を渡し得る団体の最大数を書類で報告してくれば、その報告をもって議論を進める形にしたいと述べられた。

#### (11)優勝準備委員会の活動報告

優勝準備委員会より活動内容が2点報告された。1点目は2022年4月から5月にかけての春季東京六大学野球リーグ戦における優勝祝賀会の準備であったが、本大学は優勝しなかったため祝賀会は実施しなかったと報告した。2点目は2022年9月から11月にかけての秋季東京六大学野球リーグ戦における優勝祝賀会の準備であったが、本大学野球部の辞退により祝賀会は実施しなかったと報告した。

塾生代表 山田健太より、来年以降に向けた懸念点はあるかと質問が上がった。それに対して優勝準備委員会庶務 堤悠真は、2点あると回答した。1点目はステージ設置に関する事項であり、本大学の予算縮減にともなって学生部からお金を拠出してもらうことが難しくなってしまったので、来年度以降ステージ設営を行う際にはステージ設営費が別途必要となると述べられた。2つ目は団体としての存続に関する事項であり、今年度は他団体との連携があまりしっかりとできていなかったため、来年度以降はどのような団体がどのような役割をもって進めていくかを考えるべきだと述べられた。そこで山田は、1回の優勝パレードにかかる費用が、80万円弱だったのが200万円以上に膨れ上がる可能性が出てきたと補足し、今後優勝準備委員会を設立する際にはその膨れ上がった予算も考慮する必要があると述べられた。また山田は、組織制度をあと数か月ほどで検討しなおす必要があるだろうと述べられた。

#### (12)文学部人間科学専攻ゼミナール委員会の団体規約についての報告

文学部人間科学専攻ゼミナール委員会より団体規約を作成した旨が報告された。文学部人間科学専攻ゼミナール委員会委員長 松崎香子は、団体規約の内容としては委員の構成や活動内容を盛り込んでいると説明した。

塾生代表 山田健太より、どのようなタイミングで規約がつけられたのかを記載しておいた方がいいという意見があがった。

#### (13)文学部社会学ゼミナール委員会の団体規約についての報告

文学部社会学ゼミナール委員会より団体規約を作成した旨が報告された。文学部社会学ゼミナール委員会委員長 寺原クレオは、団体規約の内容としてはどのような団体であるか、こういった活動をしているのか、定例会はどのような形で実施するのかなどを盛り込んでいると説明した。また規約の制定日を入れるのは良い考えだと述べられた。

塾生代表 山田健太より、第38条の内容について指摘があった。それに対して全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、誤りであると回答した。また山田より、スポーツ大会の競技名を規約に明記する必要はないのではないかと指摘があがった。それに対して三河は、慣例化されているスポーツ大会は記載すべきであると回答した。

#### (14)法学部法律学科ゼミナール委員会の団体規約についての報告

法学部法律学科ゼミナール委員会より団体規約を作成した旨が報告された。法学部法律学科ゼミナール委員会委員長 長谷川万裕は、団体規約の内容としては団体の活動目的、活動の進め方、構成員の意見

や意向を運営に反映させる方法などを盛り込んでいると説明した。

塾生代表 山田健太は、改正をある程度やってほしいと述べられた。また山田より、Tab キーを活用することで視認性を向上させるとよいという指摘があがった。

#### (15) 法学部政治学科ゼミナール委員会の団体規約についての報告

法学部政治学科ゼミナール委員会より団体規約を作成した旨が報告された。

塾生代表 山田健太より、議事録に関しては作成後どうするのかというところまで定めた方がいいのではないかという指摘があがった。

#### (16) 商学部ゼミナール委員会の団体規約についての報告

商学部ゼミナール委員会より団体規約を作成した旨が報告された。

塾生代表 山田健太より、字下げ機能を活用することでファイルの互換性を向上させるとよいという指摘があがった。

#### (17) 文化団体連盟本部の活動報告

文化団体連盟本部より、性暴力ワークショップ開催日程未伝達の事実が報告された。文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 松尾和真は、6 月期から 11 月期に開催された性暴力ワークショップに本団体の傘下団体が参加できなかった原因を、委員長からメール配信担当者への連絡を怠っており、コミュニケーションが不足していたためだと説明した。

そのため今回の対応として、6 月から 12 月までに交代した団体については、12 月 16 日実施の性暴力ワークショップを 1 回目とし、3 回以内の出席を求める旨、混雑緩和のため 1 月期のワークショップの開催もあるのでそこへの参加の検討を求めるという旨、奇数月および偶数月のワークショップ開催日、そして 3 回連続のワークショップ欠席に関しては通常通り報告書の提出を求めるという旨を記載したメールを傘下団体に送信したと報告した。そこで本件の再発防止策として、委員長は毎日 Slack を確認し、傘下団体等に向けて送る文面がないかの確認をとること、メール配信担当者は委員長に対し、月初に性暴力対策ワークショップについての連絡が来ているかについての確認をとることを提案した。

塾生代表 山田健太は、体育会の傘下団体はよく参加していたのに、一般サークルの参加が非常に少なかったと当時の状況を説明した。そこで山田より、こちらから送付されたことを確認したほうが良いかとの提案があがった。それに対して松尾は、それもしていただくと確実であり、忘れても思い出せると思うが、本件は完全に自分の職務怠慢によって発生したものであると述べられた。そこで山田は、例えば普段の Slack での告知内容を閲覧した時点でリアクションをし、送付を完了した時点でもう一度リアクションをするという形にし、リアクションがついていなければ、前日などに送付完了を確認する旨のメッセージを配信するという形にすると事故は減るのではないかと述べられた。それに対して松尾は、その方が自分にとっても後任者にとってもわかりやすく助かると述べられた。

また山田は、本来 6 月に交代した団体は 9 月までにワークショップへ参加しなければならず、それができていない現状報告書の提出が必要ではあるが、それではあまりにも不憫なので特例措置を認めるかどうか、議員に意見を求めた。全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、議長に傘下団体分の報告書を書かせるのはどうかという意見を挙げた。それに対して松尾は、それは実効性がないと述べられた。そこで山田より、傘下団体数はいくつかという質問があがった。それに対して松尾は、数としては 80 ほど

あるが、すべての団体の交代日を把握しているわけではないと回答し、これは以前から続いている体制の問題点であるとし今後改善していくと述べられた。芝学友会会長 横山さくらは、具体的な改善点に関する連絡はしてほしいと述べられた。

全塾協議会はこれを全会一致(文化団体連盟本部は不参加)で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。その際山田は、今後ないようにお願いしたいと述べられた。

#### (18)議員の2023年度塾生代表選挙に関する議案

議員 松尾和真より、選挙管理委員会への調査に関する議案が上程された。執行機関として、塾生代表 山田健太より以下の説明があった。2022年12月14日に開催された2022年12月期臨時会にて、特別監査人より塾生代表選挙に関する報告が提出されたため、全塾協議会として選挙管理委員会に対し追加の調査を行うか否かについて決議したい。選挙管理委員会内にある団体の運動員と連絡を取っていた人物がいたが、強制捜査ができないため拒否権が行使されてしまった。塾生からはこの状況をそのまま放置すべきなのかという疑問の声が上がっており、我々としては選挙の正当性を高める必要があると感じている。そこで、現行規則に基づいて行えることとして、調査項目を定め、監査役に再度監査報告書の提出を要請すること、非常任の監査役を設置すること、本件に限り議決として、一定程度の監査権を特別監査人に付与することなどを案として挙げている。それ以外の判断の選択肢もあり、複数名を任命することや議会が監査役を務めることも検討したい。

そこで松尾は、選挙管理委員会についての調査をすべきかに関して議員に意見を求めた。全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、追加調査をする必要性の有無については、取り消し処分を出して終わりでは済まされたいという部分が大きいのではないかと感じており、仮にそういうことをした場合に選挙管理委員会に対して優しいのではないかと塾生に捉えられかねないということを考慮すると、ある程度の強制力を持った追加調査が必要になるのではないかと述べられた。福利厚生機関本部代表 村井祐樹は、自分が本日より議員として参加しているためこの問題の経緯の詳しい知識までではなく、実際に監査がどのように行われたのかが記載された資料を確認している段階なので、その確認が終わり次第判断したいと述べられた。四谷自治会会長 藤村悠哉は、自分は選挙管理委員会委員長であるため発言できないと述べられた。芝学友会会長 横山さくらは、選挙の正当性を示すためには必要であると述べられた。全国慶應学生会連盟常任委員会 東條克哉は、拒否権を行使されたことについて追及する姿勢は必要であると述べられた。松尾は、選挙の正当性の追求および選挙後の塾生からの信頼回復という観点から必要であると述べられた。そこで村井は、ほかの議員の意見を踏まえてやるべきだと考えると述べられた。

山田は、現職の代表として重要なポイントが、候補者が3名となっておりどこかの候補者が有利になる、不利になる、といった議論が重要であると指摘した。続けて山田は、選挙管理委員会の体制や管理に問題はあるが、正当性を担保する必要性はあるだろうと述べられた。そこで松尾は、追加調査の方法に関して議員に意見を求めた。東條は、監査権を特別監査人に付与するのがいいとは思いつつ、負担軽減のため複数名置く必要があるのではないかと述べられた。横山は、監査役に再度監査報告書の提出を要請しつつ監査権を特別監査人に付与するのがいいのではないかと述べられた。三河は、監査役に再度監査報告書の提出を要請することは、強制力の欠如という観点から実効性がないのではないかと述べられた。続けて三河は、東條の意見に賛成した。村井より、監査権を特別監査人に付与する場合、追加調査の内容はどのように決めるかという質問があがった。それに対して山田は、監査に関しては監査役に依頼する

のが基本であり、こちらから項目を指定することはないと回答した。続けて山田は、特定の価値観が入らないようフラットに行く必要性があり、どの監査に関してもすべて全塾協議会の任命なので本質的にはあまり変わらないと補足した。そこで村井は、納得していない現状を明らかにするべく、監査権を特別監査人に付与するといいいのではないかと述べられた。松尾は、業務の分散という観点から、非常任の監査役を設置しつつ監査権を特別監査人に付与する必要性があるのではないかと述べられた。

松尾は、議員の意見として一定程度一致しているのは、特別監査人を継続しておく必要があるという意見でよいかと議員に呼びかけた。それに対して議員は全員肯定した。そこで松尾は、監査役を新たに設置し複数人体制にするかと事務局長 後藤美汐に問いかけた。それに対して後藤は、1人でできると回答した。その際山田は、明らかになっていない事項として、何を監査すべきかといった話を取り上げた。そこで松尾は、監査する項目に関して何を指定するかに関して議員に意見を求めた。松尾は、現状明らかになっていない事項に関して監査はすべきではないかと述べられた。三河は、LINEのログを強制提出させるのはどうかと述べられた。そこで後藤より、提出してもらうのは該当部分のみかという質問があがった。それに対して三河は肯定した。そこで後藤は、項目としては選挙管理委員会に任命されてから候補者および運動員とのやりとりに限るのはどうかと述べられた。そこで山田は、本来は双方からLINEログの提出を求めるべきだとし、立候補が取り消された場合に我々がどの程度関与していいのかに疑問が残ると述べられ、立候補が取り消された被選挙人や運動員は一般塾生ではないのかという議論があると補足した。それに対して松尾は、もはや運動員であった方は運動員ではないので、あくまでも協力の形をとらざるを得ないのではないかと述べられた。三河は、例えば公表する際に権限を有する特別監査人が命令を出したにもかかわらず拒否をしたというのと、任意の提出を求めたのに拒否をしたというのは話が違うのではないかと述べられた。それに対して山田は、どちらかというとも我々が考えなければならないのは拒否権を行使された後にそのままの状況を放置してよいかという問題であると述べられた。そこで三河は、それはやむを得ないと述べられた。それに対して山田は、例えば当該事務員を除外するというのはどうかと問いかけた。そこで三河は、それは現状においては必要ではないかと述べられた。それに対して山田および後藤は、それは選挙管理委員長が判断すべきことだと述べられた。続けて山田は、現状そのような報告をもらっておらず、当該事務員は現在も通常通り業務をしているという認識であると述べられ、再度拒否したら全権限を剥奪することを提案し、さらにこの議決に選挙管理委員会が反対したら解体処分になるだろうと説明した。そこで東條より、表現を拒否した理由は何かという質問があがった。それに対して山田は、監査報告書に書かれていない情報を話すときには細心の注意を払う必要があるため、公開された場で話すことは控えると回答した。そこで松尾は、一時休会してそこで情報交換することを提案すると議員は賛成したため、一時休会となった。

議会在再開した。三河は、先ほどLINEと発言したが、認識としてはSNS全般であると自身の発言を一部訂正した。松尾は、特別監査人の権限を与えての調査が最も良いと考えたと述べられ、ほかの議員にも意見を求めた。そこで横山は、活動業務停止に関してはどうするのかと松尾に尋ねた。それに対して松尾は、活動を停止してもらった方がいいと思いつつ、と述べられた。そこで横山は、選択肢としては当該事務員に今すぐ業務停止してもらうか、再度拒否権を行使したら業務停止するという約束事を作るか、何かしらの新事実が発覚した際に業務停止してもらうかだと思いと述べられた。それに対して山田は、監査人にその権限を与えるのは危ないので、最終的に監査はなんらかの判断をこちらに委ねるべきであろうと述べられた。そこで松尾は、監査からの報告を受けてから、例えば全塾協議会側より選挙管理委員

会の事務員に対して、と述べられている途中で横山は、業務の停止を要請するという旨を選挙管理委員会の委員長に伝達するという判断を監査人以外の方が行った方がよいと述べられた。それに対して山田は、正確に言えば本来であれば塾生代表の権能であるとは思いますが、申し訳ないがこれは独断専行で一候補者である自分が判断するのは適切ではないので、その意味で議長に判断を委託したいと述べられた。そこで松尾は、特別監査人へ権限を付与し、やりとりの報告を受けた後議長が判断し、全塾協議会にて選挙管理委員会に対して当該事務員への業務停止をお願いするという形でよいか、議員に確認を求めた。そこで藤村は、議決権がないことを確認した。また横山より、追加監査の対象は前回の調査で拒否権を行使された部分についてでよいかという質問があがった。それに対して山田は、限定しなくてもいいのではないかと述べられ、マスト事項としては指定はすると補足した。続けて山田は、要点は3つあり、1つ目は、本件に関しては特別監査人に対して所属団体と同じように監査権を付与すること、2つ目は、すでに行われた監査で証言を拒否した人に対して必ず監査を重ねて行ってもらうこと、3つ目は、その監査全体を通して問題が発覚した際には議長に報告し、議長は一定程度の処分権および要請権を有するものとするのでよいかと議員に呼びかけた。

全塾協議会はこれを全会一致（四谷自治会は選挙管理委員会委員長のため議決に不参加）で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

#### (19) 塾生代表の 2023 年度塾生代表選挙に関する議案

塾生代表 山田健太より 2023 年度塾生代表選挙に関する議案が上程され、以下の説明があった。2022 年 12 月 14 日に開催された臨時会にて立候補の取り消しが行われた。この決議を受けて、12 月 14 日午前 0 時から同日午後 3 時までの 15 時間の間に当該候補者に投じられた票について、無効票として取り扱うのか、白票として取り扱うのか、その他の取り扱いとするのかについて意見を求める。無効票については全塾協議会選挙規則第 22 条により定義されているが、白票については文字通りの一般的な定義に基づいている。しかし本来白票というのは投票用紙に何も書かなかった票を指すが、塾生代表選挙では Google Form にて投票を行っている性質上、候補者の選択肢として白票が存在しており、それを選択することで明示的に白票とすることになっており、それ以外が無効票となるという考え方が通例になっている。なお、有効投票数にどこまで含むかについては年によってばらつきがある。今までに無効票を含んだことはないが、白票は含んだことがある。それは定められていない事項なので、選挙管理委員会が任意でずらしているものであると認識している。

そこで議長 松尾和真は、議員に意見を求めた。全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、以下のように述べられた。取り消しに遡及効を認めるかどうかという問題である。もし取り消しに遡及効を認めるのであれば、その候補者ははじめからいなかったことになり、いない候補者に投票したということでは、いづれの候補者に投票したかを確認し難いため、無効票になると解釈できる。しかし取り消しに遡及効を認めず、その候補者に投票ができなくなった時点で取り消しの効力が正式に発生するならば、それ以前においては No. 1 という候補者が確かにいて 15 時までにはそれに対して正式に投票ができた。そのためそれは白票といえるかは置いておいて、正式な票であることは間違いないので、そのような票があったということで数にカウントする。それに対して山田は、無効票としてでも白票としてでもなく、何らかの票としての有効投票として取り扱うということかと確認した。三河は肯定し、続けて遡及効の有無が問題になるのではないかと補足した。そこで山田より、理論値として考えられることとしては、取り消しになっ

た候補者が得票数 1 位となる可能性があるかという質問があがった。それに対して三河は肯定した。そこで山田は、例えば 15 時までには 3000 票入っていて 1 位だが、その候補者の不在ということで次善の方が 1 位になることがあるだろうと述べられた。芝学友会会長 横山さくらより、遡及効とは何かという質問があがった。それに対して三河は、民法上は取り消し行為は最初からなかったものとして扱うが、これが認められたら当該候補者はいなかったということになるので、いない候補者に投票しているなら無効になるが、取り消しが 15 時からなら 0 時から 15 時は有効票として取り扱わざるを得ないのではないかと回答した。福利厚生機関本部代表 村井祐樹は、以下のように述べられた。基本的に遡及効の話だと思うが、あまり適用すべきではないと思っている。おそらく投票の意図を踏まえると、この人になってほしいという意図を含んだ投票なので、そういう意味で現状その票にどのような意味を持たせるかが論点だと思うが、あまりまだまとまっていない。意志をもって投票されたという事実を鑑みて、その人の意図は反映されはしないが、その意志を尊重して投票全体に有効な票として扱うというのが 1 つあると思うが、今ぱっと思ったことなので、ほかの方の話を聞いてまた話すかもしれない。四谷自治会会長 藤村悠哉は、以下のように述べられた。取り消し以前と以後で分けていいと思う。取り消された候補者になってほしいという意図があつて投票されたという話があつたが、それは白票以外どの票に対してもそうである。そのため、今回の塾生代表選挙に投じられた一票として有効なものとして扱ってよいのではないかと。横山は以下のように述べられた。票は無効か有効かでいえば有効でいいと思う。白票とも違うので名称をどうするかというのが問題である。根拠としては、例えば選挙が終わった後に当選が取り消しになることもあると思うが、その場合は当該候補者への票は有効票としてカウントするのではないかと考えたためである。松尾は以下のように述べられた。ほかの議員の意見に近いところではあり、有効にするべきとは思いますが、個人的には白票でもいいのではないかと。そこから真っ白になったと考えることもできると思うし、名称設定が難しいのであれば白票でもいいのではないかと。誰でもいいもしくは誰でも嫌だというのが白票ではあるが。そこで山田は、以下のように説明した。この判断が選挙管理委員会の表示には反映される。ややこしいのは、有効票として扱う場合立候補の取り消しというのは、現状は立候補自体がなかったことになったのか、立候補が取り消された人間として認定されているのかで大いに話が異なっている。前者なら Web ページ上からその候補者の情報を全て削除しなければならない。その場合は有効票として取り扱う場合、その票は何なんだという話になる。〇〇候補への票は有効なものとして扱うといったことを書いたとしても、その候補者は Web ページ上に一切掲載されていないため、その情報は不自然なものになってしまう。そこで三河は、事実としてはあるのではないかと述べられた。それに対して山田は、以下のように説明した。その場合は候補者が Web ページ上で確認できないので、ルール上は無効票になるのではないかと。立候補の取り消しという概念において、どの時点までの遡及を認めるかについて、立候補自体がなかったものとして扱うのかによって今後ルールを考えなければならない。立候補の取り消しが起こるということはよほどの何かが起きているということである。重要なポイントは、立候補をなかったことにするのではなく、当選権の取り消しであると解釈するのかどうかである。立候補の事実は認めつつ、この人には当選権がないという表現解釈としてはあるととらえるのであれば、Web ページにまだ掲載されていても話としては何とか耐えるし、協議上もあながちおかしくはない。ルール上としては、立候補の取り消しを立候補がなかったことにするのか、当選権を剥奪するのかという議論になる。そこで横山は、当選権の剥奪に何か問題はあつかと質問した。それに対して三河は、語感の問題だと回答し、立候補の取り消しと書いてあるのを当選権がないとするのは難しいと説明した。そこで山田は、以下

のように述べられた。シンプルにとるのであれば、立候補自体をなかったことにするのが本利本筋であると思う。なかったことにしようとすると、それは遡及効を認めていることになるので有効だとみなすのは厳しい。要は選挙管理委員会の Web ページに候補者の情報がないということは、ある意味取り消されたとみなすことになる。その場合 Twitter の情報をどうするのかという問題は残っている。なお、遡及はしないが単純に候補者ではないので Web ページから消しているという考え方はできなくはない。遡及するなら、候補者ナンバーがなぜ変わらないかという疑問も残る。それはいくらでも言い訳はできそうだが。

そこで松尾は、現状は有効票とするという意見が多いと説明した。それに対して山田は、以下のように述べられた。採決する際に、執行機関側からの依頼事項としては 1 点あり、包括的な判断をしてほしいということである。つまり、現状単純に有効票として認める、という表現ではなく、それはこういう理由に基づいてこうですという風に言っていたらだかないと、おそらく選挙管理委員会、何等か執行機関側で判断を求められるようなことがあったとしても、我々としては指示を出すことはできないし、選挙管理委員会も判断ができないということである。監督助言権も行使できないし、選挙管理委員会側としても判断しかねる。これは不自然極まりなくはないか。候補者の名前は書かれていないがこれは謎の有効票だとするのであればそれでいいが、そう議決したと言わないと厳しい部分はある。そこで横山より、取り消しを撤回することとして判断することはできるのかという質問があがった。それに対して山田は、それは難しいと回答し、一般塾生から見て納得できる形であるなら問題ないと思っているが、議員に判断してほしいのはまさにその部分であると述べられた。

そこで松尾は、有効票として扱うこととし、その理由は前回の臨時会の議決の通り、15 時に立候補を取り消されているので、それ以前に関しては効力が認められないためだという形でよいか、と議員に確認を求めた。そこで三河は、名称については大丈夫かと呼びかけた。それに対して山田は、注釈という形で掲載すれば特に名称を設定しなくてもよいのではないかと述べられた。続けて山田は、過去の選挙結果の公開状況を紹介し、得票内訳の候補者名を考慮しておけばいいのではないかと提案した。それに対して三河は、その他有効票という項目を設けることを提案した。そこで山田は、さらに注釈として詳細を補足することを提案した。以上を踏まえ松尾は、15 時以前に当該候補者に投じられた票についてはその他有効票として取り扱うという形でよいか、議員に確認を求めた。そこで藤村は、理由も含めて確認したいと申し出た。それに対して松尾は、前回の 14 日の臨時会で可決された議決はあくまでも 15 時をもって効力を有するものであり、それ以前のものに関しては効力は認められず、それまでのものは有効であるからという理由でよいか、と回答した。そこで山田は、執行機関側から現状の問題点を 1 つ、次のように説明した。選挙管理委員会が立候補を取り消された候補者に有利なことをしていた場合、彼の獲得していた票は不当に手に入れたものである可能性がある。彼の力で手に入れたものではなく何らかの支援を受けて得ていたものだとすると、そこで得た票自体はこれをもって不正とみなすという可能性が出てくるということがあるのではないかという話である。つまりこの後特別監査人が調査をした結果、当該候補者が非常に有利な状況であったということが発覚した際に、その得票数を有効とみなすのはいいのかという疑問が残る。当該候補者が当選することはないため結果には影響を与えないが、棄権されたり無効票になったりする可能性がある。投票率 10%の要件がある以上は、有効票としてカウントするかどうかは結構重要な議論である。ということは当該候補者でなければ票を投じもしないと考えている人がいるかもしれないという点が 1 点、2 点目の問題としてはそもそもそこで得ている票自体が不正に得て

いる票である可能性があるという点がある。その場合どうするか。そこで横山は、報告書の内容をもって検討するのはどうかと提案した。それに対して山田は、議会は開票結果発表までにもう一度行うというのではなく、選挙管理委員会としては今回の議会での決議に基づいて発表せざるを得ないため、後になってから判断をするのは議決に則っていないことになってしまうと説明した。続けて山田は、現時点での判断ということによいと思うと述べられた。そこで村井は、問題があったかどうかという条件による対応を明示することを提案した。それに対して山田は、問題発覚が選挙後であった場合に状況がややこしくなると説明した。続けて山田は、来週の水曜の未明に発表されるのが通例だが、そのあと金曜日くらいになってこの票が有効なものとしてカウントできないとなると結果がゆがむ恐れがあると補足した。さらに山田は、この議会での議決は本当に決定事項となり、当該候補者が当選するという結果には影響しないかもしれないが、それ以外の候補者が当選することの一助になる可能性があるかと述べられた。そこで三河は、尚書きで、著しい状況変更があった場合の対応を明示することを提案した。それに対して山田は、当該候補者の得票数が選挙成立に影響しない場合はそのままパスし、当該候補者の得票数を無効にすると選挙が不成立になる場合には不成立の措置をとれば、だれにとって益になるかということもないと述べられた。そこで三河は、尚書きについては何も言っていないに等しいかもしれないので、だからこそ何でもできると述べられた。それに対して山田は、以下のように述べられた。それによって選挙管理委員会としてはリアルタイムで発表内容を変更しなければならないので、内容的、事象的に結果を見てから我々に相談して発表するというフローはあまり適切ではない。だれの意志も介さず開票をフェアに行う必要があるのに、我々がそのタイミングになってから公開を判断する恐れがあり民主的な選挙においては怪しくなってしまう。であれば、条件分岐しておけば、選挙管理委員会が公表する前に内容を確認して判断すればよい。さすがにそのタイミングで夜の0時15分頃に集まって決定するのはどうなのか。そこで三河より、選挙管理委員会の判断が介在するののかという質問があがった。それに対して山田は、数字の判断になるためそのようなことはないと回答した。そこで三河は、報告書云々は関係なく数字としてということかと確認を求めた。それに対して山田は肯定し、以下のように補足した。当該候補者が得た票が不正なものだったと仮定した際に、それが特定の塾生に不利益にはたらく事象があるのだとすれば、彼以外には絶対に当選してほしくなかった人たちの票が投票率の底上げに牽引してしまう可能性があり、それは非常に不本意であるという見解の存在が考えられる。当該候補者の得票数にかかわらず選挙成立条件を満たすのであれば、投票者からしても不利益にははたらかないし、わかりやすい数字の議論に落とし込んでおいた方が、だれの判断も介在することはないといえる。ある意味で言うと開票直後に議長の判断といわれると、それはそれでどうなんだという見解がある。やはり開票してから開票結果に手を加えるというのは非常に危ない。そこはだれが見ても明らかなように定量的な判断が適切である。そこで事務局長 後藤美汐より、選挙成立条件を満たしたら無効票にすることか、開票結果によって内容をいじるのはよくないのではないかという意見があがった。それに対して山田は、今の我々の判断となるので、その時点をもってしてから任意の人の意志が介在してゆがむことはないかと説明した。そこで後藤より、開票結果によって報告に差異が生まれるのはよろしくないのではないかという意見があがった。それに対して山田は、重要なポイントは、逆の考え方もあり、どの候補者でもいいが、ぎりぎり悩んだうえで投票率向上を目的に当該候補者に投票したという場合も存在するため、どちらにしても怒られる議論となることだと説明し、無効にしておく自分たちに厳しめの判断と言われ、有効にしておく



甘めの判断と言われる可能性がある」と補足した。そこで三河は、一見解として一律有効としていいのではないかと述べられた。横山は、一律有効でいいのではないかと述べられた。

松尾は、臨時会での議決により 15 時に当該候補者の立候補が取り消され、それ以前に関しては効力が認められないため、一律有効票として扱うという形で議決をとることにした。全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

## (20) 塾生代表の全塾協議会における書面での押印等に関する議案

塾生代表 山田健太より全塾協議会における書面での押印等に関する議案が上程され、以下の説明があった。9 月期定例会で私から押印・ハンコを減らしていこうという提案させてもらった。いろいろな議論に基づいて、財務監査を行うにあたり監査に提出する出金伝票等を作成する場合、およびその他塾生代表が必要と認めた場合は押印が必要だという方針にしたいと思っている。現状財務二次監査を事務局にお願いしており、一次監査を議員にやってもらっているが、出金伝票にはハンコを押しており、そのハンコは監査上一応照合している。つまりそのハンコが当人のハンコであるか確認しているということなので、任意のハンコで押せばいいのではなく本人を認証するためのフローとして組み込まれているということだったので、現状はそこにおける代理手段がないため、そちらについては必要とみなすという形になっている。その他塾生代表が必要だと認めた場合は特段毎月発生するようなものではなく、極めて重要な決定事項をなして、それを対外に示さなければならない場合や一般的に押印がまともに必要であると判断される場合において、ハンコを押した方がいい場合、廃止したので押さないというのはやや問題かもしれないので、そういったケースにおいては塾生代表が必要であろうと判断した場合には押す。直近だと例えば国際関係会から約 80 万円の交付金の返金を受け取った際に、どういう経緯で返金したかというのはしっかり大きな押印をした。そういった場合はもしかすると紙媒体でそのようなものがあつたほうが、片方の意志でやったわけではないことを証拠としてとるための割印が必要だという可能性がゼロではないので、このような方針にしている。これでよければ、その他については廃止していく方針でいこうと思っている。

そこで芝学友会会長 横山さくらより、予算案や決算の表紙も押印がなくなるのかという質問があつた。それに対して山田は、出金伝票以外の表紙については押印の意味がなくなるが、決算書類の表紙は押印の対象に含まれると回答し、正確には表紙にハンコを押してもらってそこと一致しているかを確認しているため、決算書類への押印は必要であるが、予算等は確認をしていないため廃止すると説明した。そこで事務局長 後藤美汐は、もう一つ意味があり、予算案や決算は塾生代表の目がしっかり通っているのかということも踏まえて押印してもらっていると補足した。山田は、やる価値のある業務は財務のみだと思うと述べられた。そこで横山より、方針として予算案や決算は財務さえ把握していれば問題ないということかという質問があつた。それに対して山田は、財務書類にかかわらず団体の代表者に目は通してもらふべきであり、理想論を言うのであれば一般的な決済アプリを導入し、財務のアカウントから申請が出たものに対して、監査と代表の申請が処理されたものがこちらに届くとよいが、現状そこまでの予算は割いておらず、あまりよい運用方法が考えられていないということで、とりあえず担保するものとしてはそういう形で取り組むことになる」と回答した。続けて山田は、以下のように補足した。財務のハンコを違う人が適当に作り決算書類を全部別の人が作ったことになるという可能性と、出金伝票 1 枚を別の人がごまかして作っている可能性ではどちらの方が高いかを考えたときに、有効性の観点からま

ずは後者を防ぐだろう。前者については押印の有無にかかわらず防ぐことはできない。そのためこのような方針にしているという認識である。そこで後藤より、今の話の流れで行くと、財務の方のみがハンコを押すという形になるか、という質問があがった。それに対して山田は問題ないと回答した。そこで後藤より、出金伝票において訂正印として押されるハンコは財務の方のみ有効という形になるか、代表の方が押印してもそれはハンコの照合が取れないということか、という質問があがった。それに対して山田は、自分としては照合すればいいという判断なので、そもそも訂正印をしっかりと登記していただければ問題ないと回答した。そこで後藤より、訂正印の登記というのはまた新しく考えるということか、という質問があがった。それに対して山田は肯定した。そこで後藤は、それが表紙にかかわる議論であると述べられた。そこで山田より、表紙にも訂正印を押してもらっているということかという質問があがった。それに対して後藤は、表紙に個人印を押してもらっていると回答した。そこで山田は、個人印と訂正印は同じものであると認識していると述べられた。それに対して後藤は、だからそこで照合をとるとい話ではないかと述べられた。そこで山田は、表現を変更し、照合せざるを得ないものに限り押印を残すというようにすると述べられ、照合できないものに関しては意味がないため登記から外すと説明した。続けて山田は、訂正印がしっかりと登記されており、それが訂正印として使用されているのであれば問題ないという認識でよいか、確認を求めた。さらに続けて山田は、基本的には電子化していくという流れであることに変わりはないが、すでにそれができるかどうかはわからないので暫定処置だと補足した。

横山より、デジタル化に関しては全く賛成であるが、代表の目を通すのは前提で財務の方が独断で提出することが可能になることが怖いという意見があがった。そこで山田は、例えば代表本人からのみ提出可能にするのはどうかと提案した。そこで後藤は、電子媒体に関しては代表から、紙媒体に関してはだれからでも問題ないということか、と確認を求めた。それに対して山田は肯定した。そこで横山は、代表が承認するという意味での押印だと思っていたので、団体印はなくてもいいが代表の印はあったほうがいいと思うと述べられた。

山田は、議論は1か月ほど先延ばしにしてもよいと述べられた。そこで横山は、議決をとるならとても良いと述べられた。それに対して山田は、もう少し羅列をしろということなら来月期までに羅列をしてくと述べられた。そこで横山より、押印が必要なものをここから追加するのはありなのかという質問があがった。それに対して山田は、理論上は自分が認めればいくらかでも追加できると回答した。そこで横山は、表紙への押印を廃止するのは少しこちらとしては怖いと思っていると述べられた。それに対して山田は、実態として財務が代表のハンコを持っている団体がいるということにははるか前から聞いたことがあるので、それは実質としてハンコを押したところで意味をなさないと思うと述べられた。そこで横山は、それはその代表が財務の方を信頼しているということでもあるのではないかと思うが、人員不足などで財務として不適切な人材であった場合はよくないと述べられた。それに対して山田は、その実態については代表が認識していた事例と認識していなかった事例が存在すると説明した。そこで横山は、それではよくないと述べられた。それに対して山田は、例えば代表は必ず確認をしてから提出しなければならぬというルールを設け、リーダーズキャンプの際に代表がしっかりと確認している旨を明示させれば問題ないのではないかと述べられ、その程度に基づいた際にハンコというものでないと認証できないというのは、いささか考え方が古いという状況なのではないかと説明した。そこで横山は、芝学友会では代表がもっと確認をしなければならないという話をしているため、このように意見させてもらっていると述べられた。それに対して山田は、そもそも全体的な課題としてあるのが、団体内の任意の人が提

出してきた際のフローがあまり固まっていないということもあり、そもそも全塾協議会として代表の責任を明らかにすることは全体的に必要な事項であると説明し、責任者として名前を登記する以上は、責任者がしっかりと内容を把握しなければならないというのはハンコ以前の問題であると認識していると述べられた。続けて山田は、どちらにせよ今はガバナンスがとれておらず、制度改革はすると補足した。さらに続けて山田は、代表の確認に関する制度改革とセットで出してほしいという要望があればそれで進めると述べられた。そこで横山は、ハンコ云々の話よりも制度的なものを改革する方が大事な気がする」と述べられた。それに対して山田は、確実にその人が確認していることの方が大事であると述べられた。

塾生代表 山田健太は本決議を保留とし、本議案を取り下げた。

### (21) 塾生代表の全塾協議会規約及び規則の変更に伴う議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会規約及び規則の変更に伴う議案が上程されたが、本議案を取り下げた。

### (22) 塾生代表の全塾協議会登記規則の改廃に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会登記規則の改廃に関する議案が上程された。山田は、登記書類を電子媒体で提出可能とするため、全塾協議会登記規則第 11 条の文言を少し編集することを提案した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

### (23) 塾生代表の全塾協議会の連絡先等に関するご報告

塾生代表 山田健太より、全塾協議会の連絡先等に関する報告が上程され、以下のように報告があった。

全塾協議会が Google Workspace を導入することにもない、Slack の権限等を全体的に整理する。大きく変わるのメールアドレスであり、Gmail が迷惑メールに振り分けられてしまっている問題を解消するべく、パッと見ても問題のない keio-zenkyo.net ドメインとなったメールアドレスからメールを送信することにする。また、Google Drive を共有ドライブに切り替え、その中にすべて書類を格納する。これにより、Gmail では難しかった用量の確保の問題を解消し、それぞれに細かく権限を割り振るためだれが何を操作したのかが監査上わかりやすくなる。今は事務局員が共有アカウントを使用していることから、事務局員が操作した場合だれが何を操作したかがわからないという問題があったため、そういった問題を解消しようという意味合いがある。デジタル時代になって容量が爆発的に増えてきているため、そういった問題にも耐えられるように、また keio.jp に基盤を置くわけではないため、仮に大学から何らかの攻撃を受けたとしても我々としてはデータを保守することができる。閲覧される可能性はあるが削除はされないというだけで安全性は増す。スケジュールとしては 12 月 26 日、学生部が閉まる 2 日前に、何が起こるのか全体に周知する。1 月 1 日に我々で鋭意切り替え作業を行う。影響範囲としては、メールアドレスは変更するが、前のメールアドレスから転送をかけるので届かないということはないが、送信元が変わるので見慣れないメールアドレスに困惑する人が出てくる可能性がある。また、各種スプレッドシートの URL が変更されるのは、データの保管場所が異なるためである。全体を通して一部 HP 運用も切り替えようと思っている。現状は Wordpress というサービスを利用しているが、今後は Wix というサービスに変更してより更新頻度を上げていくということを念頭に置いている。現状は、システムに詳しい者にしか更新できないという問題があり、この状況下では更新がままならず正直 HP が最近更新されていないという状況が続いているので、そういった部分を簡単にする。かつ、一部内容についても変更

しようと思っている。場合によっては上部団体の皆さんに 100 字程度の各団体の紹介文などを書いてもらうようお願いをすることがあると思う。それに伴って HP 内の URL が一部変更される可能性がある。トップページの URL は変わらないうえ、なるべく同じものを使うようには努めるが、URL の表記ルールを変えるという話もあがっており、現状思いつきで URL を設定してきた現状があり、バグが発生している。また先ほど登記書類の提出方法については紙媒体でなくてもいいということが採決されたので、それに基づいて 1 月 1 日以降はその辺についてすべて Google Form にて受け付けようと考えている。こういったことが 1 月 1 日以降に起こりうるということを理解していただきたい。

#### (24) 塾生代表の全塾協議会の基本政策に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会の基本政策に関する議案が上程され、以下のように説明があった。

現在立候補の取り消しを行った影響で、我々としては塾生を守らなければならないという使命に基づき、塾生代表選挙に出たことによって著しい不利益を人生において負ってしまうということはないように、ある程度対処しなければならないと思っている。もちろんこの行動は当該候補者と全塾協議会のある程度の関係性が疑われかねないということはもちろんあるが、とはいえ我々としては福利厚生を守る意味で、当該候補者が今後人生で大きな不利益を残さないよう、少しでも理不尽なマイナス影響を受けることがないように全力を尽くす。そして、今回の選挙を通して発覚した事実として、前から挙がっていたことではあるが、全塾協議会全体の倫理規定を定める必要があるということがある。自分も事務局も議員の方も、現状情報の漏洩に対する罰則がそこまでない。その意味でいろいろな情報管理規則であったり倫理規則のようなものを改めて作っていく。これら 2 点についての共有である。こちらは執行機関側としてやるべきだと判断しているため進めはするが、もし反対があればその意見を承るという意味での報告である。

### 8. 連絡事項

塾生代表 山田健太は、次回全塾協議会定例会は 1 月 21 日の実施を予定しているが、問題のある方はいないか確認を求めた。また山田より、現在全塾協議会では塾生代表選挙が行われているので、特に上部団体の方については公平な運営へのご協力、選挙実施の旨を関係団体の方を含めて周知へのご協力をいただきたい点、大学からも本選挙の成立の如何は非常によく注目されており、我々としては来年も交付金の配布を含めた方法で塾生に福利厚生を還元しなければならないという立場なので、そのためにはまずは成立は必要要件であると考えている点を伝えられた。

### 9. 閉会宣言

事務局長 後藤美汐が閉会を宣言し、18:00 に閉会した。